## 397

質問第二九七号平成三十年六月二十日提出

北朝鮮に対するIAEAの査察に関する質問主意書

提出者

逢

坂

誠

\_

## 北朝鮮に対するIAEAの査察に関する質問主意書

平成三十年六月十八日、 菅官房長官は参議院決算委員会で「北朝鮮の非核化によって平和の恩恵を受ける

国が費用の一部を負担するのは自然」であるものの、 「北朝鮮が国際原子力機関 I A E A の査察を受け

入れるのが大前提」と発言した。

原子力規制委員会はホームページ上で、わが国へのIAEAの査察の内容として、「IAEAの査察官

は、 実際に原子力施設に立ち入り、以下の査察活動を実施しています。 施設に保管されている記録と、 国に

報告された計量管理報告の内容に矛盾がないかを確認します。 記録どおりに核物質が存在することを、 刻印

番号、 核物質からの放射線の測定、 採取した試料の化学分析により確認します。 封じ込め/監視の結果の確

認と必要な装置の保守をします」と示している。

官房長官の発言を踏まえ、 政府の方針を確認したいので、 以下質問する。

「北朝鮮の非核化によって平和の恩恵を受ける国が費用の一部を負担するのは自然」であるとして、わ

が国が費用の一部を負担する場合、 北朝鮮に求められる査察の内容は、 わが国に対して行われているもの

と同様であるとの理解でよいか。

一に関連して、 北朝鮮に求められるIAEAの査察がわが国に対して行われているものと同様であると

すれば、 北朝鮮に現存する全ての原子力施設 の位置や名称、 その施設に保管されている核物質の具体的な

内容の申告が要件になるとの理解でよいか。

三 官房長官は、六月十三日の記者会見で、 「非核化が進み、IAEA (国際原子力機関) が検証活動を再

開する際は初期コストを支援する用意がある」とも発言しているが、検証活動の初期の段階とは具体的に

はどのようなものを指すのか。 北朝鮮に現存する全ての原子力施設の位置や名称、 その施設に保管されて

いる核物質の具体的な内容の申告がこれに相当するのか。 それとも、 「施設に保管されている記録」 や核

物質の実態とIAEAに申告された報告の内容などとの整合まで含まれるのか。 政府の見解如何。

兀 北朝 鮮が国際原子力機関 I A E A の査察を受け入れ」、 検証活動の初期の段階で成果が十分得ら

れたとIAEAが評価しなければ、 以後、 政府は北朝鮮に対するいかなるコスト負担も行うべきではない

と思うが、政府の見解如何。

右質問する。